

表2 各専門職種と関連する法律

職種(資格)	法律
医師	医師法
看護師・保健師・助産師・准看護師	保健師助産師看護師法
薬剤師	薬剤師法
理学療法士・作業療法士	理学療法士及び作業療法士法
言語聴覚士	言語聴覚士法
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律
放射線技師	診療放射線技師法
臨床工学士	臨床工学士法
精神保健福祉士	精神保健福祉士法
社会福祉士・介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法
視能訓練士	視能訓練士法
管理栄養士・栄養士	栄養士法

表1 医療法改正の流れ

西暦	主な内容
1985年	第1次医療法改正 病床規制
1992年	第2次医療法改正 療養型病床群・特定機能病院の導入
1998年	第3次医療法改正 地域医療支援病院の創設
2000年	第4次医療法改正 病床区分の見直し
2006年	第5次医療法改正 4疾患5事業の地域医療計画の作成 社会医療法人制度等

そもそも「出資持分」とは何かと
いう点ですが、株式会社でいう「株式」と似たような意味で捉えてい
ただければと思います。旧法の出
資持分有医療法人では、社員退社
の際などに出資額に応じて利益を
払い戻すことができました。

それでは医療法人の運転資金が
減つて、経営が不安定になり安定
した医療の提供ができなくなる可
能性があるなどの理由で、07年の
医療法改正以降は「出資持分なし」
の医療法人として、当分の間その存
続が認められました。

医療法に
は、医療機
関を運営し
ていくうえ
で大切なこ
とが書かれ
ています。
医療法に
が醫療法に
触れること
があります。

河合吾郎 河合医療福祉法務事務所／行政書士・社会福祉士
かわい・ごろう 静岡県浜松市生まれ。中央大学経済学部卒業。2001年社会福祉法人聖隸福祉事業団聖隸浜松病院に入職し、医事課・医療情報センター・経理課などを経験。在職中行政書士・社会福祉士・個人情報保護士などを取得し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行うことで地域医療の発展に貢献することを目指している

医療界の “憲法”を知ろう!! —医療法と医療関連法規—

河合吾郎 河合医療福祉法務事務所／行政書士・社会福祉士

診療所に勤務されている皆さん
は普段、医療六法を目的にする機会
はありますか？ 診療報酬に関する
保険点数や医療保険制度につい
ては、勉強されることも多いかと
思います。それらに比べて、医療
法や医療関連法規に触れる機会は
少ないのではないか。しかし、これらは日常の医療を提供
するうえでのルールを定めた最も
根本となる法律であり、必ず知つ
ておく必要があります。そこで本
連載の第1回目は、医療法と医療
関連法規について解説します。

日本の近代医療制度は、1874
年の医制の発布に始まりました。
その後、各府県における病院・診
療所取締規則の制定、国民医療法
の制定を経て、1948年に医療
法が成立しました。

医療法上における「診療所」の定
義については、診療所にお勧めの
皆さんであれば、ご存知かと思
いますが、次のようにになります。
『この法律において、「診療所」と
は、医師又は歯科医師が、公衆又
は特定多数人のため医業又は歯科

医業を行なう場所であって、患者を入院
させるための施設を有するものを
いう』(医療法第1条第五項第2号)
19床以下または無床の医療機関
を診療所と定義しており、それに
対して「病院」は20床以上というこ
とになります(医療法第1条第五
項第1号)。

医療法第1条の最初には目的や
医療提供に関する理念が示されて
います。以下、第一章から第八章
までは次のとおりです。

第一章 総則

医療法の目的や医療提供の理
念、医師・看護師・薬剤師等の責
務などが定められています。

第二章 医療に関する選択の支援

医療に関する情報の提供や診療
科名、広告制限等を規定していま
す。

第三章 医療の安全の確保

医療機関は、医師・看護師・薬
剤師はじめ、さまざまな資格を
持ったスペシャリストが集まるこ
とで成り立っているのは言うま
でもありません。たとえば、医師は
「医師法」により医師全般の職務や
資格などを規定しているように、
各職種の資格についても法律に
よって定められています。資格と
法律の関係は表2を参照ください。
自分の職種に該当する法律につい
ては、一度内容を確認してもらえ
ればと思います。

医療法はこれまでに

5回も改正されている

医療法は、制定されて以来、今
日まで5回改定されました(表
1)。「非営利性」と「透明性」をキ
ーワードとした医療法人制度改革が
行われた、第5次の医療法改正は
2006年の医療法改正以降は「出
資持分なし」の医療法人の設立し
かできなくなつたという点が大き
なボイントです。

第六章 医療法人

医療法人の設立や管理、解散や
合併等について定められています。

第五章 医療提供体制の確保
基本方針や、医療計画に定める
事項等について定められています。
管理者の監督義務等について定め
られています。

第七章 罰則

医療法人の設立や管理、解散や
合併等について定められています。

第五章 医療提供体制の確保
基本方針や、医療計画に定める
事項等について定められています。
管理者の監督義務等について定め
られています。

第八章 罰則

医療法人の設立や管理、解散や
合併等について定められています。

診療所や病院では、医療法以外
にもさまざまな法律に基づき運営
されています。

診療所開業から実際の運営とい
う流れでみていくと、診療所を開
業する際にはまず場所(土地と建
物)を確保しなくてはいけません。
その場合は民法や建築基準法、あ
るいは借地借家法なども関係して
くるかもしれません。

近年では、診療所もコンプライ
アンスに則った運営が求められて
います。関連法規を確認すること
はとても大切です。同時に、必要
な院内規定の整備も併せて確認し
ておきましょう。